

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第145号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、講習室を1年以上5年以内の間使用しようとするものは、京都市大学のまち交流センター講習室特例使用許可申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、講習室の使用の許可を受けたもの（前項の申請書を提出したものに限る。）で附属設備を使用しようとするものは、京都市大学のまち交流センター附属設備使用許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

第2条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、「申請」の右に「（講習室の使用の許可の申請を除く。）」を加え、同条第1号中「地域社会等」を「地域社会等と」に改め、同条に次の1項を加える。

2 講習室の使用の許可の申請及び前条第3項の規定による申請の受付期

間は、別に定める。

第5条を次のように改める。

(使用料の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、別表第3のとおりとする。

第6条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条第2項中「係る使用料」の右に「並びに条例第7条第3項に規定する年間使用料（以下「年間使用料」という。）」を加える。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

別表第1中第40号を削り、第39号を第40号とし、第29号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 京都西山短期大学

別表第1中第43号を削り、第44号を第43号とし、第45号から第53号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2備考2中「又は演習室」を「、演習室又は講習室」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第5条関係)

区 分	還 付 す る 場 合	還 付 金 額
講習室(年間使用料を納入したものに 限る。)	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	条例別表に掲げる額を1 2で除して得た額に、使用しなかった月の数を乗じて得た額(当該額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	
	使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	
そ の 他	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全 額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	2分の1に相当する額
	使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第1条関係）

京都市大学のまち交流センター講習室特例使用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市大学のまち交流センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。	
使 用 す る 施 設	第 講 習 室
使 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 別 の 設 備 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使 用 の 目 的	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第4号様式（第1条関係）

京都市大学のまち交流センター付属設備使用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者名） 電話 -

京都市大学のまち交流センター条例第4条の規定により使用の許可を申請します。							
使用する施設	第 講 習 室						
使用する日							
使用する時間の区分	<input type="checkbox"/> 1講時 <input type="checkbox"/> 2講時 <input type="checkbox"/> 3講時 <input type="checkbox"/> 4講時 <input type="checkbox"/> 5講時 <input type="checkbox"/> 6講時 <input type="checkbox"/> 7講時						
区 分	品 名	単 位	使 用 料	使 用 数	使 用 回 数	金 額	
			円				円

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 使用回数は、使用時間の区分ごとに、当該使用を1回として算定してください。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条から第7条までの改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)